

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1160号)

平成25年4月18日

横情審答申第1160号

平成25年4月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成24年8月3日総人第519号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「職員の人事的措置について（平成24年3月総人第1434号）のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭厳重注意処分の処分理由及び内容がわかる資料」、「平成24年3月16日開催横浜市職員分限懲戒審査委員会資料のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭厳重注意を行う旨審査した書類」及び「横浜市職員分限懲戒審査委員会について（平成24年3月総人第1436号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「職員の人事的措置について（平成24年3月総人第1434号）のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭厳重注意処分の処分理由及び内容がわかる資料」、「平成24年3月16日開催横浜市職員分限懲戒審査委員会資料のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭厳重注意を行う旨審査した書類」及び「横浜市職員分限懲戒審査委員会について（平成24年3月総人第1436号）」を一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「職員の人事的措置について（平成24年3月総人第1434号）のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭厳重注意処分の処分理由及び内容がわかる資料」（以下「文書1」という。）、「平成24年3月16日開催横浜市職員分限懲戒審査委員会資料のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭厳重注意を行う旨審査した書類」（以下「文書2」という。）及び「横浜市職員分限懲戒審査委員会について（平成24年3月総人第1436号）」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年7月6日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

職員の所属、氏名、年齢及び生年月日については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 本件申立文書に記載された情報は、いずれも訓告等いわゆる人事的措置と呼ばれる措置を検討し、又は実施するための文書である。文書 1 及び文書 2 に記載された議題、当該案件の概要、処分案及び処分量定の決定にあたっての基本的な考え方及び処分が推測される情報並びに文書 3 に記載された審査案件、議題、審査案件の概要、処分理由及び処分が推測される情報は、職員を指導監督し職務の適正化を図る情報であり、公表することで当初の目的以上に制裁的な意味合いを持つ措置となってしまう、本来の効果を損なうおそれがある。

イ また、文書 1 及び文書 2 のうち、議題及び処分が推測される情報については、他の公表していない事案を推測できる情報であり、開示することで、本来の効果を一層損なうおそれがある。

当該案件の概要については、概要を公表することで本来の効果を損なうおそれがあるばかりか、事実確認等の内容が記載されており、当該情報は公表されることが想定されておらず、開示することで、職員との間で信頼関係が損なわれ、事実確認を行う際、職員が内容を公表されることを意識し、必要な情報の提供に消極的になるおそれがある。

ウ 文書 1 及び文書 2 に記載された処分案及び処分量定の決定にあたっての基本的な考え方並びに文書 3 に記載された処分理由については、公表することで、本来の効果を損なうおそれがあるばかりか、人事的措置を実施する過程の情報であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがある。

したがって、これらの情報は本号工に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 実施機関が行った処分の妥当性を検証するために開示される必要がある。市民向けのポーズとして、都合の良い処分は発表し、都合の悪い処分は発表しない、ということにつながりかねない。非開示では、処分の妥当性が判断できない。
- (3) 処分は、市の副市長や区局長級の幹部らが決める。今回は、区局長級が被処分者となっていることから、処分を行う幹部が大目に見たことも疑われる。
- (4) 実施機関は、被害者職員が公表を意識し、必要な情報が得られないと説明するが、懲戒処分となれば、結果的に公表されることになることを考えるならば、厳罰を望

む被害者は、公表を前提とするのは当然となる。むしろ、被害者の名前を非開示にする程度で足りる。被害者から必要な情報が得られないということにはならないし、そのようなおそれがあるというのもあくまで推測で、実施機関は立証していない。

- (5) 以上の点から、実施機関の行為が妥当だったかを検証する手段である情報公開制度の趣旨に反すると考える。

5 審査会の判断

(1) 人事的措置に係る事務について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものと規定している。そして、同条第4項では、職員の懲戒の手續及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならないと規定している。この規定を受け、実施機関では、横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第63号）及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）を定めている。

一方、実施機関では、法に基づく懲戒処分に至らないものの、職員の職務の適正化や再発防止のため、監督権を持つ者が一般的監督権に基づき職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める「文書訓戒」、「口頭嚴重注意」などの「人事的措置」を行っている。このような人事的措置は、個人の非違行為を対象に行われる懲戒処分と異なり、職務上の監督権を持つ者が一般的監督権に基づき職員の義務違反行為を指摘し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行われている。

実施機関に属する一般職職員の法令違反や職務上の義務違反が発生した場合の具体的な手續については、発生した事実を確認した上で、分限処分及び懲戒に関する処分の公正を期すため横浜市職員分限懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、その結果を踏まえて、懲戒処分等の内容を決定している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、健康福祉局の特定職員（以下「本件職員」という。）に対し、人事的措置（以下「本件措置」という。）を行うことを検討し、及び決定した文書である。文書1は、本件職員に対し、本件措置を実施することを決定した起案文書のうち、本件措置に係る文書である。文書2は、平成24年3月16日に開催した審査委員会の審議資料のうち、本件措置を実施することを審査した部分に係る資料であ

る。文書3は、平成24年3月16日に開催した審査委員会の結果を市長に報告することを決定した起案文書である。

本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分及び根拠規定は、別表1のとおりである。

また、本件措置は、懲戒処分には当たらないため、実施機関では記者発表等による公表は行っていない。しかし、実施機関は、市長定例記者会見において、記者からの質問に対し回答する形で、本件職員がセクシュアル・ハラスメントにより市長口頭厳重注意を受けたという事実を公表している。なお、本件申立文書には、本件措置ではない他の人事的措置に係る案件（以下「別案件」という。）についても記録されているが、当該案件は、懲戒処分とはされておらず、公表等はされていないことが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報・・・ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、職員の所属、氏名、年齢及び生年月日については本号本文に該当すると主張している。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、当該情報は、本件職員の年齢及び生年月日、本件措置に係る職員の所属並びに別案件に係る職員の所属、氏名及び年齢であることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。

エ 次に本号ただし書の該当性について検討する。

本件職員の年齢及び生年月日は、職員録等で公にされている事実は認められないことから、本号ただし書アに該当せず、公務員の職務遂行の内容に係る情報で

あるとは認められないことから本号ただし書ウにも該当しない。また、当該情報は本号ただし書イにも該当しない。

本件措置に係る職員の所属は、当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報として記録されているものとは認められないことから本号ただし書ウには該当せず、また、本号ただし書ア及びイにも該当しない。

別案件に係る職員の所属、氏名及び年齢については、人事的措置の対象となることは当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、本号ただし書ウに該当せず、記者発表等により公表されている事実は認められないことから本号ただし書アにも該当しない。また、当該情報は本号ただし書イにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、人事的措置の内容については、個別の事案に関してどの職員がどのような措置を受けたかについて、その理由や内容も含めて原則として公表していない。しかし、実施機関は上記(2)のとおり、市長定例記者会見において、記者からの質問に対し回答する形で、本件職員がセクシュアル・ハラスメントにより市長口頭厳重注意を受けたという事実を公表している。

実施機関は、本号エに該当し、非開示としたと主張している情報については、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあると主張しているため、以下、非開示とした情報ごとに検討する。

ウ 案件の概要並びに文書1及び文書2に係る処分が推測される情報について

これらの情報は、本件措置に係る公表されていない内容であることが認められた。

当該情報は、本件措置について実施機関が調査した内容、本件措置の関係者から聴取した内容、本件措置の関係者の具体的な意見等である。一般にセクシュアル・ハラスメントの事案に係る内容は、その関係者にとっては、他人に知られたくないと望む事実等であり、本件措置の関係者もこのような具体的な内容が公にならないことを前提として実施機関へ相談をし、又は実施機関からの調査に応じていると考

えられる。そのため、これらの情報が公になると、本件措置の関係者の権利利益が害されるおそれがあることは否定できず、セクシュアル・ハラスメント等この種の相談業務に関する実施機関の信用を失い、関係者等からの相談等がされなくなり、実施機関が行う調査等の事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、本件措置のような事案の性質上、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから本号エに該当する。

エ 議題、処分案、審査案件、審査案件の概要、処分理由及び文書 3 に係る処分が推測される情報について

これらの情報は、本件措置に係る公表されていない内容又は別案件に係る内容であることが認められた。

本件措置に係る公表されていない内容は、上記ウと同様の理由により、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから本号エに該当する。

別案件に係る内容は、他の人事的措置に係る案件が記録されている。

法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置は、任命権者による懲戒権の行使とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるから、このような指導監督上の措置の対象となった職員の情報は、実施機関の人事管理に関する情報に該当する。

したがって、当該情報は、公にすることにより指導監督上の措置本来の効果が損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから本号エに該当する。

オ 処分量定の決定にあたっての基本的な考え方について

この情報は、本件措置に係る公表されていない内容であることが認められた。

当該情報は、上記ウと同様に本件措置について実施機関が調査した内容、本件措置の関係者から聴取した内容、本件措置の関係者の具体的な意見等である。しかし、子細に見ると、当該情報のうち、9行目から19行目までの情報は、懲戒処分の標準例として記録されていることが認められた。このうち、14行目から17行目までの情報は、懲戒処分の標準例として記録されているものの、本件措置に係る事案の内容が推測される内容であると認められるが、その余の部分である別表 2 に示す情

報については、横浜市のホームページにおいても公にされている懲戒処分の標準例と同じ情報及び一般的な内容である。そうすると、本件措置がセクシュアル・ハラスメントに係る事案であることを実施機関が公にしている以上、別表2に示す情報を非開示とする理由はない。したがって、処分量定の決定にあたっての基本的な考え方のうち、別表2に示す情報は本号に該当しないが、その余の情報は上記ウと同様の理由により公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから本号工に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号工に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を条例第7条第2項第6号工に該当するとして非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第6号工に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

別表1 本件処分における非開示部分一覧

(実施機関が非開示とした根拠規定 条例第7条第2項第2号及び第6号)

文書1 「職員の人事的措置について(平成24年3月総人第1434号)のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭嚴重注意処分の処分理由及び内容がわかる資料」

書類の名称	非開示部分	根拠規定
起案表紙	(なし)	
起案本文	議題	第6号工
「健康福祉局職員の言動について」	職員の所属 職員の生年月日 職員の年齢	第2号
	議題 案件の概要	第6号工
処分案	議題 処分案 処分量定の決定にあたっての基本的な考え方	第6号工
「市長口頭嚴重注意」	処分が推測される情報	第6号工
「資料1」	処分が推測される情報	第6号工
「職員の人事的措置について」	(なし)	

文書2 「平成24年3月16日開催横浜市職員分限懲戒審査委員会資料のうち、平成24年3月22日健康福祉局特定職員に対し市長口頭厳重注意を行う旨審査した書類」

書類の名称	非開示部分	根拠規定
表紙(2枚)	議題	第6号工
「健康福祉局職員の言動について」	職員の所属 職員の生年月日 職員の年齢	第2号
	議題 案件の概要	第6号工
処分案	議題 処分案 処分量定の決定にあたっての基本的な考え方	第6号工
「資料1」	処分が推測される情報	第6号工

文書3 「横浜市職員分限懲戒審査委員会について(平成24年3月総人第1436号)」

書類の名称	非開示部分	根拠規定
起案表紙	(なし)	
起案本文	審査案件	第6号工
「横浜市職員分限懲戒審査委員会の審査結果について」	議題	第6号工
「職員の処分について」	職員の所属 職員の氏名 職員の年齢	第2号
	審査案件の概要 処分理由 処分が推測される情報	第6号工
横浜市職員分限懲戒審査委員会要綱	(なし)	

別表 2

実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断する部分

欄の名称	開示すべきと判断する部分
文書 1 及び文書 2 の処分案の処分量定の決定にあたっての基本的な考え方	9 行目から 13 行目までの全て
文書 1 及び文書 2 の処分案の処分量定の決定にあたっての基本的な考え方	18 行目及び 19 行目の全て

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年8月3日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年8月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年8月28日 (第219回第二部会) 平成24年9月13日 (第213回第一部会) 平成24年9月20日 (第142回第三部会)	・諮問の報告
平成24年12月20日 (第148回第三部会)	・審議
平成25年1月17日 (第149回第三部会)	・審議
平成25年1月31日 (第150回第三部会)	・審議
平成25年2月15日 (第151回第三部会)	・審議
平成25年3月7日 (第152回第三部会)	・審議
平成25年3月18日 (第153回第三部会)	・審議